船橋市産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家族等から産後の援助が受けられない等、育児支援を特に必要とする産婦及びその乳児に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るために実施する船橋市産後ケア事業(以下「本事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 本事業の対象者は、市内に住所を有する出産後1年未満の産婦及びその乳児であって、家族等から十分な家事及び育児等の援助が受けられない等、次の(1)から(3)の事由に該当し、産後ケア利用を希望する者とする。対象者の選定にあたっては退院直後の産婦は心身の回復期にあり、孤立しやすく育児不安を抱きやすいことを考慮することとする。なお、医療的ケアが必要な者は対象外とする。
 - (1) 家族等から十分な家事及び育児等の援助が受けられない者
 - (2) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者
 - (3) (1)(2)の他特に支援が必要と認められる者

(事業内容)

- 第3条 本事業は、次の各号に掲げるサービスのうち必要とするものについて実施する ものとする。
 - (1) 宿泊型サービス(以下「宿泊型」という。) 産婦と乳児を宿泊させ、産婦の心身のケア並びに乳児のケアを実施するとと もに、今後の育児に資する指導等を実施する。
 - (2) 通所型サービス(以下「通所型」という。) 産婦と乳児を日帰りで施設利用させ、産婦の心身のケア並びに乳児のケアを 実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。
 - (3) 訪問型サービス(以下「訪問型」という。) 産婦と乳児の居宅に助産師が訪問し、産婦の心身のケア並びに乳児のケアを 実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。(訪問型において は流産・死産の方も対象となり、その場合は産婦のみの利用を可能とする。)
 - (4) 産婦の心身のケア並びに乳児のケア、今後の育児に資する指導等は、次に掲げるアからエの内容とする。なお、「宿泊型」及び「通所型」については、オについても実施するものとする。
 - ア 産婦の身体的ケア及び保健指導、栄養指導
 - イ 産婦に対する心理的ケアや相談対応
 - ウ 適切な授乳ができるためのセルフケアの指導(乳房トラブルの改善目的の マッサージは含まず)
 - エ 育児の手技についての具体的な指導及び相談
 - オ 産婦の食事の提供

(実施主体)

- 第4条 事業の実施主体は船橋市とする。ただし第1条の目的を達成するために第3条 の事業内容について適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託すること ができるものとする。なお、本事業の委託を受ける事業者(以下「実施機関」という。) は次の各号の要件を満たすものとする。
 - (1)「宿泊型」及び「通所型」においては、医療法に定める病院、診療所及び助産 所であって、「宿泊型」を提供する実施機関においては分娩を取り扱っている

こと。

- (2)「宿泊型」及び「通所型」においては、本事業を安全かつ快適に提供できる施設及び設備を整えていること。
- (3) 助産師、保健師又は看護師を常に配置すること。特に、出産後4か月頃までの時期は、母子に対する専門的ケア(乳房ケアを含む)を行うことから、原則、助産師を中心とした実施体制での対応とする。なお「宿泊型」を行う場合は、24時間体制で1名以上の助産師等を配置し、「訪問型」を行う場合は、利用者の居宅に派遣する助産師の人材確保ができること。
- (4) 事業の内容に応じて心理に関しての知識を有する者、育児に関する知識を有する者(保育士・管理栄養士等)、本事業に関する研修を受講し、事業の主旨・内容を理解した関係者(理学療法士等)を必要に応じ配置すること。
- (5) 産婦並びに乳児へのケア内容や、事故予防・緊急時の対応を含む実施マニュ アル等を作成すること。
- (6) 利用者の急変時に備えた体制を整備すること。
- (7) 本市及び利用者と適切な連絡体制が確保できること。

(利用日数)

第5条 本事業の利用日数は、産後ケア事業の「宿泊型」「通所型」「訪問型」の利用日を合算して原則通算7日までとする。ただし、市が必要と認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができるものとする。

(利用期間)

第6条 「宿泊型」の利用期間は出産後4か月未満、「通所型」と「訪問型」の利用期間は出産後1年未満とする。ただし、「宿泊型」を利用する場合の乳児の月齢については早産による低出生体重児等の場合は退院日の翌日から起算して4か月未満までとする。

(利用の申請及び決定)

- 第7条 利用の申請及び決定は次の各号のとおりとする。
 - (1) 利用の申請は、船橋市産後ケア事業利用申請書(様式第1号)の提出により行う。
 - (2) 市は、申請書が提出された場合は速やかに決定を行い、利用の可否については、船橋市産後ケア事業利用決定通知書(様式第2号)又は船橋市産後ケア事業利用不承認決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。
 - (3) 利用の申請は、事前に妊産婦及び家族が行うことを原則とするが、緊急時等 市がやむを得ないと判断した場合は、利用申請手続きが事後であっても差し 支えないものとする。

(利用の変更)

第8条 利用者は、申請した内容に変更が生じた場合は、船橋市産後ケア事業利用変更申請書(様式4号)を市に提出する。

市は変更内容の確認を行い、船橋市産後ケア事業利用決定通知書(様式第2号)、 船橋市産後ケア事業利用不承認決定通知書(様式第3号)又は船橋市産後ケア事業 利用取消決定通知書(様式第5号)のいずれかを通知するものとする。

利用者は、実施機関に連絡なく利用変更又は中止した場合は、実施機関の請求に基づくキャンセル料を支払わなければならない。

(利用料の自己負担)

第9条 利用者は市の定める自己負担額を、本事業終了時に実施機関に直接支払うものとする。

第3条の事業内容以外のサービス、及び当該利用者である産婦・乳児以外の同居 家族が実施機関からサービスを受けた際の費用は自己負担とする。

(利用料自己負担分の減免)

第10条 利用者は市が別表に定めた自己負担分の減免を受けることができる。 減免については自己申告によるものとし、申し出があった場合それを証明する書類 の提示を受けるものとする。

(委託料の加算)

- 第 11 条 通所型を実施する機関は、次の各号をすべて満たす場合は、委託料の加算分を 請求することができる。
 - (1) 乳児の月齢が満4か月児以降も利用が可能であること
 - (2) 4か月未満児の受け入れも行うこと
 - (3) 産後ケア事業の従事者リスト(職種・氏名等を記載)を作成し、市に提出をすること
 - (4) 産後ケア実施日に乳児の月齢が満4か月を越えていること
 - (5) 母のケアの他、児の保育等の対応のため、従事者リストに記載のある2名以上でケアを実施することなお、船橋市産後ケア事業実施報告書(様式第6号)の担当者欄に、ケアを行った2名分の記名をすること

(委託料の請求)

第12条 実施機関は、サービス終了後7日以内に船橋市産後ケア事業実施報告書(様式 第6号)及び船橋市産後ケア事業実施記録票(「宿泊型」については様式第7号、「通 所型」及び「訪問型」については様式第8号)により報告し、船橋市産後ケア事業請 求書(様式第9号、または様式第10号)により市負担分の利用料金の請求を行うも のとする。

ただし、サービス終了後早急な支援が必要な場合や、サービス終了後7日以内に報告書及び記録票の提出が困難な場合は、先に電話にて状況報告し、その後速やかに報告書及び記録票を提出するものとする。

(委託料の支払い)

第13条 市は実施機関から提出された実施報告書を審査し、適当と認めたときは請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

(記録等について)

第14条 実施機関は本事業に関する記録を5年間保管すること。

(報告及び調査)

第15条 市は実施機関による本事業の実施状況について、必要に応じて報告を求め、又は現地調査をすることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成29年6月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和4年7月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

船橋市産後ケア事業利用申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所 电請者 氏名

電話番号

船橋市産後ケア事業の利用を希望するので次のとおり申請します。

新用者氏名		生年月日		年	月	日	(歳)
が が な 児の氏名 (産後申請時記入)		出産(予定)日		1	年 ,	月	日	
出産(予定)施設		退院(予定)日		4	年 /	月	日	
出産児数	単胎 ・ 双胎 ・ 品胎	在胎週数 (産後申請時記入)	週		体重 情時記入)			g
希望利用事業 (複数選択不可)	1. 宿泊型 2. 通所型	3. 訪問型						
利用希望日 及び日数 ^{(利用日数は合算で} 7日間以内)								
申請理由	 家族等の援助が受けられない 育児に関する不安がある 心身の不調がある その他()						
利用希望機関								
利用者自己負担	1. 無							
料金の減免有無	2. 有(生活保護世帯・市民税非課税世	带)						

私は申請にあたり次の事項に同意します。

- ① 産後ケア利用にあたり必要な情報や実施結果について、市と利用機関が情報共有をすること。
- ② 自己負担分料金の減免を希望する場合は、市が船橋市市民税課税状況について調査すること。
- ③ 利用決定後や利用期間中であっても、緊急入院対応等により、やむを得ず中止となる場合があること。
- ④ 利用機関のルールに従うこと。

氏名 (本人自署)

※太枠の中を記入してください。

市記入欄・初回・()日利用済

船橋市産後ケア事業利用決定通知書

年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付申請による船橋市産後ケア事業の利用を次のとおり決定したので通知します。

利用日	
実施機関	
利用者自己負担額	

- 注1. 自己負担額は利用日に実施機関に直接お支払いください。
- 注2. 上記金額には、市が認める「船橋市産後ケア事業」の料金以外(テレビカードや オプションケア等)は含まれておりません。
- 注3. 利用日の変更(中止)の場合は速やかに実施機関にご連絡下さい。 キャンセル料が発生した場合の費用負担は市ではいたしません。
- 注4. 利用決定後や利用期間中であっても、緊急入院対応等により やむを得ず中止となる場合があります。

船橋市産後ケア事業利用不承認決定通知書			
† 5 .	年	月	日
様 			
船橋市長			印
年 月 日付申請による船橋市産後ケア事業の利用につい 不承認としたので通知いたします。	て次の	理由に。	より
(理由)			

船橋市産後ケア事業利用変更申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所 申請者 氏名 電話番号

船橋市産後ケア事業の利用変更を希望するので次のとおり申請します。

	加制中屋及ノノ事業の利用及又で加工するのでの	(· C (-) HI O O() (
利用者氏名		生年月日 年 月 日 歳
変更内容	□利用の取り消し □利用日の変更 □	□利用機関の変更 □その他申請内容の変更
发入门	変更前	変更後
利用事業	1.宿泊型 · 2.通所型 · 3.訪問型	1.宿泊型 ・ 2.通所型 ・ 3.訪問型
利用日		
利用機関		
その他		
変更理由		

※太枠の中を記入してください。

※出産日が予定日から前後することによって生じる利用日の変更や、利用日(〇日以内)の最大日数を利用せず短縮した場合については変更申請の必要はありません。

市記入欄					
初回					
• ()	日利用済			

船橋市産後ケア事業利用取消決定通知	中書		
	年	月	日
様			
	船橋市長		印
年 月 日付の変更申請による船橋市産後ケア事により取消としたので通知します。	業の利用につい	て次の	理由
(理由)			

船橋市産後ケア事業実施報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地 報告者 名称 (開設者) 代表者氏名 電話番号

船橋市産後ケア事業を実施したので、船橋市産後ケア事業実施要綱第12条の規定により、次のとおり実施結果を報告します。

ぶりがな 利用者氏名	生年月日 年 月	日	
ネッガ な 子の氏名	生年月日 年 月		
利用日			
保健指導の内容 (該当する箇所にレ点を 記入してください。)	□産婦の母体管理 □生活面の指導 □乳房管理 □沐浴指導 □授乳等の育児指導 □その他必要とする保健指導 (その具体的な内容)		
児の状況			
産婦の状況			
継続支援の必要性 (該当する箇所にレ点を 記入し、ありの場合は理 由を記載してください。)	□ なし □ あり (ありの場合その理由)		

担当者氏名	()
	()

船橋市産後ケア事業(宿泊型)実施記録票

産婦氏名	医療機関名

	<u> </u>	
日付	提供したサービス	母子の状況
I	Í	1

船橋市産後ケア事業(通所型・訪問型) 実施記録票

実施日	年	月	\Box
産後ケ	ア利用	В	
担当()

丰	ı	ш	者	性	#P
ΛŅ	L	ж	111	ΙĦ	¥Ω

ふりがな	
産婦氏名	生年月日 年 月 日(歳)
ふりがな	
子の氏名	生年月日 年 月 日(生後 日)

本日の利用について(該当目的に〇・複数回答可)

希望する ケアの内容	休息	育児相談	•	授乳指導	•	沐浴指導	•	生活面の指導	•	産婦への栄養指導	・その他
希望の理由や 聞きたいこと・ 心配なこと等											

産婦について

体調面	良好 ・ やや良好 ・ どちらともいえない ・ ややよくない ・ よくない
1490田	(ややよくない・よくない理由) 疲れやすい ・ 眠れない ・ 食欲がない ・ 不安がある ・ その他
乳房の状態	良 • その他

乳児について

本日の体重	g	在胎週数 (初回のみ)	週	В	出生体重 (初回のみ)	60
母乳	0/8	ミルク	ml×	0/8	離乳食	0/8

実施結果

実施内容	口産婦の母体管理	口授乳等の育児指導	□乳房管理	□沐浴指導	口生活面の指導
	口産婦への栄養指導	口その他必要とする	保健指導(その	具体的な内容)	
利用者の声					

船橋市産後ケア事業請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地 名称 代表者氏名 電話番号

下記のとおり船橋市産後ケア事業を実施しましたので、請求します。

- 1. f. A 1-4	
請求金額	円
=	H-1
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	1 3

利用者氏名	
利用日	
利用日数	
利用総額(1)	円
利用者自己負担額(2)	円
請求金額(1)-(2)	円
備考	

船橋市産後ケア事業請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地 名称 代表者氏名 電話番号

下記のとおり船橋市産後ケア事業を実施しましたので、請求します。

請求金額	

利用者氏名	
利用日	
利用日数	
利用総額(1)	円
利用者自己負担額(2)	円
委託料加算(3)	円
請求金額(1)-(2)+(3)	円
備考	

別表(第10条関係)

利用者負担割合

利用者区分	利用者負担割合		
市民税非課税世帯・生活保護世帯	負担なし		
その他の世帯	1割		